

千葉県高等学校等新入生 臨時給付金事業のお知らせ

千葉県は物価高騰対策の一環として、
物価高騰の影響を受けている入学時等の教育費負担を軽減し修学支援を図るため、
高等学校等の令和5年度新入生の保護者等に対して、給付金を支給します。

申請期間

令和5年8月10日～令和6年1月31日まで

申請条件

以下のすべての要件を満たす生徒の保護者等。

- ① 高校生等が令和5年度に高等学校等^(※1)に入学し、現在、在籍中であること。
- ② 保護者等^(※2)が千葉県内に住所を有していること。

※1 高等学校等

- ・高等学校(専攻科及び別科を除く。以下同じ。)
- ・特別支援学校の高等部
- ・高等専門学校
- ・専修学校高等課程及び一部各種学校など
(詳細はお問い合わせください。)

※2 保護者等

- ・親権者
- ・未成年後見人(親権者がいない場合)
- ・主たる生計維持者(生徒が成人している場合又は親権者が教育費を負担しておらず、未成年後見人がいない場合)
- ・生徒本人(主たる生計維持者がいない場合)

給付額

1人当たり、一律1万円

申請方法

① ホームページからの申請

※下記のURLまたはQRコードからホームページをご確認ください(7月20日から公開)。

② 郵送での申請

※郵送にて申請をご希望の場合は、コールセンターもしくはホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。
事務局より申請書をご自宅へお送りします。

誓約事項

- ・申請の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・申請に虚偽の記載があった場合、千葉県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・申請内容について、在籍している高等学校等に照会することに異存ありません。

千葉県高等学校等新入生臨時給付金事業 受付事務局

お問い合わせ

TEL:0120-517-040 (8月1日～) 月から金(土日祝除く)
午前9時から午後6時まで

<https://chiba-kou1ring.jp/>

(7月20日から公開)

千葉県 給付金 1万円

🔍 検索

